

【別紙1】

二酸化炭素排出係数，環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており(※1)、かつ、①最新の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、及び④～⑦の加点項目に係る数値等を以下の表に当てはめた場合の基本項目及び加点項目の評価点の合計が70点以上であること。

【基本項目】

環境配慮評価項目	数値等	評価点
① 1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh) ※2	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
②未利用エネルギー活用状況 ※3	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③再生可能エネルギー導入状況 ※4	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
合 計		100

【加点項目】

環境配慮評価項目	数値等	評価点
④環境マネジメントシステムの導入 状況 ※5	ISO14001またはエコアクション 21の認証登録	10
	環境報告書の発行あり	5
⑤省エネに係る情報提供 ※6	電気使用量の見える化サービスの 展開又は使用量超過時に通知 を行う仕組みあり	5
⑥簡易的ダイヤモンドリスポンスの 取組 ※7	需要家参加型ダイヤモンドリスポ ンスの実施あり	5
⑦地域における再エネ創出・利用の 取組 ※8	地産地消メニューの提供あり	5

※1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月1日改定）に示さ
れた電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報
を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1
年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 1 kWh あたりの二酸化炭素排出係数
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によっ
て電気事業者ごとに個別に公表された最新の調整後排出係数をいう。

※3 未利用エネルギー活用状況
未利用エネルギーの活用状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値
をいう。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \text{ (kWh)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)} \text{ (kWh)}} \times 100$$

※令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

また、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

（算定方式）

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング付の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）

⑥令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※令和4年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※5 環境マネジメントシステムの導入状況

自社において、ISO14001またはエコアクション21の環境マネジメントシステムを導入し、外部審査機関による認証登録を行っていることをいう。

また、環境報告書の発行とは自社の環境への取組をまとめた「環境報告書」を作成し、かつ、発電事業に関する活動状況が記載されていることをいう。環境報告書では、環境配慮促進法に定める「環境報告書の記載事項」に掲げる項目を満たすことを要件とする。

※6 省エネに係る情報提供

スマートメーターで時間単位ごとに計量し、電気使用量や電気料金を需要家が確認することができる「見える化サービス」を展開していること。

または、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。情報の提供媒体はWeb、アプリ等問わない。

※7 簡易的ダイヤモンドリスボンスの取組

自社が電力需給の状況に応じて設定したダイヤモンドリスボンス対象時間に需要制御を行った需要家に対して電気料金の経済的優遇や自社ポイントの付与等の措置を実施していること。

※8 地域における再エネの創出・利用の取組

再生可能エネルギー電気の発電、環境価値の付加、電力の利用を特定地域内で

行う地産地消の電力メニューを有していること。

2. 添付書類等

入札にあたっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類【様式第1－2号】及びその根拠を示す書類を添付すること。

（加点項目の根拠資料例）

④環境マネジメントシステムの導入状況

- ・ ISO14001またはエコアクション21の認証登録：認証登録証及び環境方針の写し
- ・ 環境報告書の発行：最新の環境報告書

⑤省エネに係る情報提供

実施内容が分かる利用規約やホームページ等の写しを添付

⑥簡易的デマンドレスポンスの取組

実施内容が分かる利用規約やホームページ等の写しを添付

⑦地域における再エネの創出・利用の取組

再エネ電力メニューのプランに関する約款等の写しを添付

3. 契約期間内における努力等

（1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評価点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。